

1 審査会の結論

「PTA・青少年教育団体共済法第3条に基づく共済事業の認可について」及び「PTA・青少年教育団体共済法第6条に基づく共済規程の変更の承認について」の書類に係る異議申立てのあった別紙1の表の「非開示とした部分」欄に掲げる各部分のうち、1の(1)を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 別紙2のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「一般社団法人札幌市PTA共済会（以下「共済会」という。）の設立認可にかかる書類一切」である。

イ 北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「PTA・青少年教育団体共済法第3条に基づく共済事業の認可について（平成24年1月30日決定）」及び「PTA・青少年教育団体共済法第6条に基づく共済規程の変更の承認について（平成24年3月13日決定）」を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）及び同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分のうち別紙1の「対象公文書」欄の各公文書に係る「非開示とした部分」欄に掲げる各部分を開示するよう求めていることから、当該部分を非開示とした処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件処分において1号情報に該当するものとして平成23年度札幌市PTA協議会役員・監事名簿の役員及び監事の氏名、所属区PTA連合会名並びに所属校名（以下「個人の氏名等」という。）を非開示とした理由を概ね次のとおり主張する。

個人の氏名等は、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められない情報であり、条例第10条第1項第1号に該当すること、また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」第32条第1項、第2項及び第3項において、社員名簿は社員の請求があつて初めて閲覧や謄写ができることとされていることを考慮し、個人の氏名等については、当然に公にされるべきものではない。

また、個人の氏名等は、札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者等が、札幌市PTA協議会（以下「協議会」という。）に請求をした場合に公表されるべき事項であり、実施機関の側から第三者に公にされるべきものではない。

ウ 当審査会としては、本件処分において非開示とされた個人の氏名等は、直接又は他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められると判断する。

個人の氏名等が開示されると特定団体の役員又は監事であること、所属している区のPTA連合会や学校が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたいと認められる。

なお、異議申立人は、協議会は、傘下14万人余のPTA会員から組織され、社会教育団体として札幌市から補助金を受ける公的団体であり、本団体の性格を考え

れば、役員はその役への就任に当たり、会員だけでなく多数に周知されることは当然想定されているはずであり、その氏名が「第三者に公にされるべきものではない」ものとは考えられないこと、また、これらの情報は同団体のホームページ上で既に公開されており、本開示請求で役員名が開示されることにより協議会が受ける不利益はない旨主張する。

しかしながら、法人が、インターネット上のホームページ等で情報をどの範囲まで公表するのか、情報を何時の時点で更新するのかなどは、法人の独自の判断に基づいて行われているものであることから、実施機関が保有している情報と必ずしも一致するものではなく、また、北海道の情報公開制度とは趣旨・目的を異にするものである。

本件について見ると、異議申立人が主張するように協議会は教育関係団体として公共性のある団体であるとしても、その役員及び監事の名簿がホームページ上で公開されているのは、平成24年度のものであり、異議申立ての対象の平成23年度の名簿とは同一のものではないこと、また、役員及び監事が過去の年度の名簿の公開についてまで同意しているものとは認められないことから、異議申立人の主張は理由がないものと判断する。

したがって、個人の氏名等は、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたもののうち、異議申立ての対象となったものは別紙1の表の1の(2)から(5)まで及び2の(1)の情報（以下「当該非開示情報」という。）である。

実施機関は、当該非開示情報について、いずれも法人の内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより事業運営上の地位が不当に損なわれるとして、2号情報に該当する旨主張する。

また、これらの情報は、札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者等が、協議会や共済会に請求をした場合に公表されるべき事項であり、実施機関の側から第三者に公にされるべきものではない旨主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

当審査会としては、次のとおり判断する。

当該非開示情報は、法人が事業活動を行う上での内部管理上の情報又は法人の事業運営上のノウハウに関する情報であると認められる。

P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号。以下「共済法」という。）第1条では「P T A及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もって青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。」と規定されており、共済事業を行おうとするものは、共済法により行政庁の認可が必要とされていることから、当該共済事業には公共性、公益性が認められる。

このようなことから、共済会は、共済事業の公共性、公益性に鑑み、事業運営の透明性を確保するために共済事業に係る情報を広く公にすべきものと考えられるところであり、また、現在、競争関係にある同種の事業を行う法人はなく、将来的に同種の事業を行う法人が現れる可能性は否定できないがその蓋然性は極めて低いことが推察される。

これらのことを総合的に勘案すると、特別法である共済法に基づく共済事業に係る当該非開示情報をいずれも開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれるとまでは認められない。

また、開示、非開示の判断は、条例に規定する非開示条項に照らし、当該非開示情報が当該条項に該当するか否かを実施機関が主体的、客観的に行うものであって、当該公文書の作成主体により判断するものではないことから、実施機関から第三者に公にされるべきものではない旨の実施機関の主張には理由がない。
したがって、当該非開示情報は、2号情報に該当しないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成24年7月6日	○ 諮問書の受理（諮問番号408） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成24年7月12日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号408） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成24年8月6日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成24年9月13日	○ 異議申立人から意見書を受理
平成24年9月20日 （第三部会）	○ 異議申立人による意見陳述の実施 ○ 審議
平成24年10月15日 （第三部会）	○ 審議
平成24年11月12日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成24年12月14日 （第63回審査会）	○ 答申案審議
平成24年12月21日	○ 答申

別紙1

異議申立てに係る非開示とした部分及び開示すべき部分

対象公文書	非開示とした部分		開示すべき部分
1 PTA・青少年教育 団体共済法第3条 に基づく共済事業 の認可について	(1) 平成23年度札幌市PTA協議会役員・監事名簿	役員・監事の氏名、所属区PTA連合会名及び所属校名	
	(2) 一般社団法人札幌市PTA共済会定款	第37条及び第39条	第37条及び第39条
	(3) 初年度事業計画書（平成23年度）	〔社団法人概要〕のうち③職員数 〔資金計画〕のうち①収入及び②支出に関する部分	〔社団法人概要〕のうち③職員数 〔資金計画〕のうち①収入及び②支出に関する部分
	(4) 札幌市PTA協議会安全補償制度加入金額及び支払金額一覧	全て	全て
	(5) 算出方法書及び別表1	全て	全て
2 PTA・青少年教育 団体共済法第6条 に基づく共済規程 の変更の承認について	(1) 算出方法書	全て	全て

別紙 2

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成24年4月18日 公文書開示請求
- (2) 平成24年5月2日 公文書一部開示決定処分
- (3) 平成24年6月20日 本件異議申立て
- (4) 平成24年6月27日 本件異議申立てに対する補正命令
- (5) 平成24年6月29日 異議申立補正書收受
- (6) 平成24年7月2日 異議申立受理の決定
- (7) 平成24年7月6日 審査会諮問

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

次の非開示部分について、「開示する」との変更決定を求める。

ア 平成23年度札幌市PTA協議会役員・監事の氏名、所属区PTA連合会名、所属校名

イ 一般社団法人札幌市PTA共済会定款のうち第37条及び第39条

ウ 初年度事業計画書（平成23年度）の社団法人概要中職員数、資金計画、収入及び支出に関する部分

エ 札幌市PTA協議会安全補償制度加入金額及び支払金額一覧

オ 算出方法書及び別表1

(2) 異議申立ての理由

異議申立てにかかる処分は、次のとおり違法である。

ア ホームページ他で公にされている情報であり、通常他人に知られたくない個人の情報とは認められない。

イ 一般社団法人札幌市PTA共済会定款のうち第37条及び第39条は共済事業に係る準備金を定める規定と思われるが、利用者が共済事業の信頼性、安定性を確認するためには責任準備金は不可欠な情報であり、これを公にすることが公益上必要である。

ウ 初年度事業計画書（平成23年度）の社団法人概要中、職員数は、法人の事業規模を示す重要な指標である。資金計画、収入及び支出に関する部分は、保険料設定が適正であるか、また事業遂行における営利性の有無を確認するために不可欠な数値である。これらを開示から除くことにより、利用請求の趣旨が失われる。実際に、財団法人神奈川県立高等学校安全振興会定款では1億円、一般財団法人大阪府こども会育成連合会では5千万円とインターネットで公表している例がある。

エ 一般社団法人札幌市PTA共済会は独占的に札幌市内でPTA共済業務を営んでいる法人であり、競合する事業者は札幌市内には存在せず、当該法人の競争上または事業運営上の地位が不当に損なわれる、とは認められない。

オ 一般社団法人札幌市PTA共済会は独占的に札幌市内でPTA共済業務を営んでいる法人であり、競合する事業者は札幌市内には存在せず、当該法人の競争上または事業運営上の地位が不当に損なわれる、とは認められない。全面非開示のため内容が不明であるが、算出方法書は学校において独占的に営まれる共済事業の保険料の妥当性を判断することが必要な数値であることから公表されるべき。

(3) 審査会（第三部会）における意見陳述

一部非開示決定について実施機関から補足説明書を9月8日付けでもらっているがそれについて反論する。

まず、平成23年度札幌市PTA協議会役員・監事の氏名、所属区PTA連合会名、所属校名を開示しないことについて、札幌市PTA協議会は、傘下14万人余のPTA会員から組織され、社会教育団体として札幌市から補助金を受ける公的団体である。本団体の性格を考えれば、役員はその役への就任に当たり、会員だけでなく多数に周知されることは当然想定されているはずであり、その氏名が「第三者に公にされるべきものではない」ものとは考えられない。

実際に、これらの情報は同団体のホームページ上で既に公開されており、本開示請求で役員名が開示されることにより同協議会が受ける不利益はない。

実施機関作成の補足説明書の第2項の中に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第32条第1項、第2項及び第3項において、社員名簿は社員の請求があつて初めて閲覧や謄写ができるとされていることを考慮すると、PTA会員である札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者等が、札幌市PTA協議会や札幌市PTA共済会に請求をした場合に公表されるべき事項であり、道教委の側から第三者に公にされるべきものではないと判断した。」とあるが、札幌市PTA協議会と一般社団法人札幌市PTA共済会は別法人であり、本項で議論しているのは、札幌市PTA協議会についてであるから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づくこの説明は誤りである。

次に「一般社団法人札幌市PTA共済会定款のうち第37条及び第39条」、「初年度事業計画書（平成23年度）」のうち「職員数、及び資金計画のうち収入及び支出に関する部分」、「札幌市PTA協議会安全補償制度加入金額及び支払金額一覧」、「算出方法書及び別表1」を非開示にしたことについて、教育委員会の「補足説明書」の第2項の中では、「これらの情報を公にすると、法人の人事管理情報や事業運営状況が推測され、同業他社との競争関係において不利になるなど、法人の権利、事業運営上の地位が不当に損なわれるおそれがある。」と記しているが、PTA共済事業を営む団体は札幌市内に他に存在しないので、一般社団法人札幌市PTA共済会が同業他社との競争関係において、その地位が不当に損なわれるおそれはない。

PTA・青少年教育団体共済法では、共済事業を営むことができるものは、PTAであつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの等に限定されている。札幌市内のPTAはすべて札幌市PTA協議会に加入

しており、離脱予定のPTAはないことから、同会と競合するPTAは存在しない。今後新たに同業他社となる団体・法人等が設立されることも想定できない。

次に「一般社団法人札幌市PTA共済会の独占的地位と、情報公開の必要性」について、PTA共済事業は資本主義社会における健全かつ公正な競争環境が確保されない、極めて特殊な環境で運営されていることに留意すべきことである。

公正かつ自由な競争が確保される市場において、事業者は自らの創意工夫によって消費者から選ばれる魅力的な商品を提供しようと競争する。競合社との競争を勝ち抜いた事業者は、売上げを伸ばして成長し、日本経済の活性化・発展に寄与することになる。

また、消費者は誰もがより良い商品やサービスを求めている。その消費者を顧客として獲得するため、事業者はより安く優れた商品を提供することで競争を行う結果、市場には豊富な商品が提供され、消費者はそれらの中から、より自分の欲しいものを選ぶようになる。

このように、事業者間の競争によって、消費者すなわち国民の利益が確保されているのである。

一方で競争が存在しない市場では、事業者が市場を独占してコストを大幅に上回る共済掛金を設定することが可能であり、過剰な独占的利益を上げて消費者利益を損ねる危険性がある。

このことから、PTA・青少年教育団体共済法は事業者の私的な利益ではなく公共の利益を確保する観点で、「共済契約者の保護を図り、その健全かつ適切な運営を確保するため」の共済掛金の基準を設けて、共済事業の適正な運営を目指しているのである。

本法の考え方から、行政庁が法令に基づき事業者に提出を求めて保有する、それぞれの経営数値や共済掛金の計算方法等を利害関係者の求めに応じて公開することは、消費者を保護し、公正かつ自由な競争を促進する観点から公共の利益にかなうものである。

次に「法人が定款等の開示を拒んでいること」について、実施機関の補足説明書では「定款は法人の組織又は経営活動に関する基本事項を定めたもので、閲覧できる者は社員及び債権者等に限定と規定されており、一般に公にされていない情報であることを考慮すると、札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者等が、札幌市PTA協議会や札幌市PTA共済会に請求をした場合に公表されるべき事項であり、道教委の側から第三者に公にされるべきものではないと判断した。」と記されているが、異議申立人自身が「札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者」であり、その立場で既に札幌市PTA協議会及び札幌市PTA共済会に対して情報公開を請求しているが、両会はその公開を拒んでいる。

去る9月12日には異議申立人は札幌市PTA協議会会長兼一般社団法人札幌市PTA共済会理事長である山本清和氏と札幌市内で面会し、直接本人に対して情報公開を要請した。

しかし、山本清和氏は「私の判断で公開しない」と述べ、この要請を拒否した。

そもそも、「札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者」はPTA会員であり、会員としてPTA組織の運営について会則に則った適切な報告を求め、組織が健全に運営されているか否かに関心を持つのは当然のことである。

しかし実態は、一般社団法人札幌市PTA共済会と札幌市PTA協議会は経営陣はほぼ同一であり、事務所も電話番号も同じ、構成職員も同じと、両団体は実質的の団体であるにもかかわらず、保護者、PTA会員に対して、それらが別法人であることを理由に、一般社団法人札幌市PTA共済会の経営実態の情報公開を拒んでいる。

さらには、PTA共済は単位PTAによる「団体加入」を謳っていて、一般の傷害共済とは性格を大きく異にするものであることについて想起する必要がある。

一般社団法人札幌市PTAが募集活動を行っている札幌市内の小中学校等では、各学校のPTA単位で加入を決定し、保険料を負担する「札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者」の意思にかかわらず、一律に共済への加入を義務付けている。その加入手続きに当たっては、通常の共済や保険に加入する際には法令で求められている申込用紙の提出等による加入意思の確認や重要事項の説明は一切行われていない。

共済の保険料は小中学校等を通じて教材費や給食費等とともに銀行口座自動引き落としで徴収されるものであることを考えると、札幌市PTA共済会は通常の共済業、保険業とは異なる公的な説明責任を負うべきであるにもかかわらず、一般社団法人札幌市PTA共済会はその義務を果たしていない。

次に、「情報公開と国民の知る権利」について、教育委員会の補足説明書の第3項の中では、「道教委の側から第三者に公にされるべきものではないと判断した。」と記されているが、札幌市PTA協議会や札幌市PTA共済会が情報開示を拒んでいる以上、この資料を有する道教委がもし本開示を行わないとしたら、異議申立人はこれらの情報を知る術を失うことになる。

札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者にとって、申込みの意思もないPTA共済に自動的に加入し、一方的に保険料を負担させられ、かつ、その経営実態は闇の中である、というのは契約自由の原則に反するものであり、消費者保護上も極めて由々しき事態と考えられる。

そもそもPTA・青少年教育団体共済法で、事業者に対して各共済規定や事業報告書の提出を行政庁に義務付けているのは、行政庁を通じて消費者への最低限の情報公開を担保させるのが目的である。

北海道教育庁はこれら法の趣旨を十分に理解の上、適切な業務執行に努めるよう要望する。

3 実施機関の説明要旨

(1) 異議申立理由に対する反論（理由説明書）

ア 異議申立人は、公文書一部開示決定処分において非開示とした、平成23年度札幌市PTA協議会役員・監事の氏名、所属区PTA連合会名、所属校名は、ホームページ他で公にされている情報であり、通常他人に知られたい個人の情報とは認められず、違法である旨主張する。

しかしながら、これらの情報は、「北海道情報公開条例」第10条第1項第1号による個人に関する情報に当たり、また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）」第32条

第1項、第2項及び第3項において、社員名簿は社員の請求があつて初めて閲覧や謄写ができるとされていることを考慮し、平成23年度札幌市PTA協議会役員・監事の氏名、所属区PTA連合会名、所属校名については、当然に公にされるべきものではないとの判断から、開示していないものである。

- イ 異議申立人は、公文書一部開示決定処分において非開示とした、一般社団法人札幌市PTA共済会定款のうち第37条及び39条は、共済事業に係る準備金を定める規定と思われるが、利用者が共済事業の信頼性、安定性を確認するためには責任準備金は不可欠な情報であり、これを公にすることが公益上必要であり、非開示は違法である旨主張する。

しかしながら、共済事業に係る準備金の額は、「北海道情報公開条例」第10条第1項第2号による法人の内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより事業運営上の地位が不当に損なわれるとの判断から、開示していないものである。

- ウ 異議申立人は、公文書一部開示決定処分において、初年度事業計画書（平成23年度）のうち社団法人概要中、職員数は、法人の事業規模を示す重要な指標である。資金計画、収入及び支出に関する部分は、保険料設定が適正であるか、また事業遂行における営利性の有無を確認するために不可欠な数値である。これらを開示から除くことにより、利用請求の趣旨が失われる。

実際に、財団法人神奈川県立高等学校安全振興会定款では1億円、一般財団法人大阪府こども会育成連合会では5千万円とインターネットで公表している例があり、非開示は違法である旨主張する。

しかしながら、職員数、資金計画のうち収入及び支出に関する部分は、「北海道情報公開条例」第10条第1項第2号による法人の内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより事業運営上の地位が不当に損なわれるとの判断から、開示していないものである。

- エ 異議申立人は、公文書一部開示決定処分において、札幌市PTA協議会安全補償制度加入金額及び支払金額一覧を非開示としたことにつき、一般社団法人札幌市PTA共済会は独占的に札幌市内でPTA共済事業を営んでいる法人であり、競合する事業者は札幌市内には存在せず、当該法人の競争上または事業運営上の地位が不当に損なわれる、とは認められず、非開示は違法である旨主張する。

しかしながら、札幌市PTA協議会安全補償制度加入金額及び支払金額一覧は、「北海道情報公開条例」第10条第1項第2号による法人の内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより将来も含め事業運営上の地位が不当に損なわれるとの判断から、開示していないものである。

- オ 異議申立人は、公文書一部開示決定処分において、算出方法書及び別表1を非開示としたことにつき、一般社団法人札幌市PTA共済会は独占的に札幌市内でPTA共済事業を営んでいる法人であり、競合する事業者は札幌市内には存在せず、当該法人の競争上または事業運営上の地位が不当に損なわれる、とは認められない。

全面非開示のため内容が不明であるが、算出方法書は学校において独占的に営まれる共済事業の保険料の妥当性を判断することが必要な数値であることから公表されるべきであり、非開示は違法である旨主張する。

しかしながら、「北海道情報公開条例」第10条第1項第2号による法人の内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより将来も含め事業運営上の地位が不当に損なわれるとの判断から、開示していないものである。

(2) 審査会（第三部会）における口頭説明

- ア 非開示理由の全般に関して

今回、異議申立対象となっている「一般社団法人札幌市PTA共済会が行う共済事業の認可に関する書類」は、共済事業認可申請書の添付書類として札幌市PTA共済会が所有する、又は作成した書類を道教委が入手したものであり、道教委の責任において作成したものではないため、開示に当たって法人の判断が必要となる部分については、以下のとおり、北海道情報公開条例に照らし一部非開示としたところ。

- イ 「平成23年度札幌市PTA協議会役員・監事名簿」に記載されている「氏名、所属区PTA連合会名、所属校名」を非開示としたことについて、これらの情報は、いわゆるPTA団体である札幌市PTA協議会の、平成23年度の役員の方々などの氏名や所属等を示しており、特定の個人を識別することができることから、「北海道情報公開条例」第10条第1項第1号による、個人に関する情報に当たると考えられること、また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）」第32条第1項、第2項及び第3項において、社員名簿は社員の請求があつて初めて閲覧や謄写ができるとされていることを考慮すると、PTA会員である札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者等が、札幌市PTA協議会や札幌市PTA共済会に請求をした場合に公表されるべき事項であり、道教委の側から第三者に公にされるべきものではないと判断したことから、開示していないものである。

また、異議申立人は、役員名簿等がホームページで公にされており、通常他人に知られたくない個人の情報とは認められない旨主張している。

しかしながら、札幌市PTA協議会が、インターネット上のホームページ等で情報をどの範囲まで公表するのか、情報をいつの時点で更新するのかなどは、同協議会の独自の判断に基づいて行われているものであることから、道教委が保有している情報と必ずしも一致するものではなく、また、北海道の情報公開制度とは趣旨・目的を異にするものである。

したがって、同協議会がインターネット上のホームページ等で公表しているか否かは考慮されないものである。

また、当事例については、他の事案において同様の判断がなされているところであり、異議申立人の主張は理由がないものと判断する。

- ウ 「一般社団法人札幌市PTA共済会定款のうち第37条及び39条」、「初年度事業計画書（平成23年度）」のうち「職員数、及び資金計画のうち収入及び支出に関する部分」、「札幌市PTA協議会安全補償制度加入金額及び支払金額一覧」、「算出方法書及び別表1」を非開示としたことについて、これらの情報はそれ

ぞれ、共済事業に係る準備金の額、一般社団法人札幌市PTA共済会の職員数及び収入額や支出額などの資金計画、札幌市PTA協議会安全補償制度における児童や保護者の加入件数と加入金額及び怪我などで保険金の支払対象となった事例についての児童や保護者への支払件数及び支払金額、札幌市PTA共済会の共済掛金の計算方法に関する事項を示したものであり、いずれも一般には公開されていない。

理由としては、これらの情報を公にすると、法人の人事管理情報や事業運営状況が推測され、同業他社との競争関係において不利になるなど、法人の権利、事業運営上の地位が不当に損なわれるおそれがあるためである。

しかしながら、これらの不利益を被るかどうかについては、共済事業者である法人でなければ判断できない内容であり、道教委においては、判断しうる情報を持ち合わせていないため、一般的に公開していないということに照らして判断したものである。

この考えに基づき、「北海道情報公開条例」第10条第1項第2号による、法人の内部管理上の事項に属する情報であると判断し、また、これらの情報が札幌市PTA共済会の事業計画に関する内容であることや、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第14条において、定款は法人の組織又は経営活動に関する基本事項を定めたもので、閲覧できる者は社員及び債権者等に限定されており、一般に公にされていない情報であることを考慮すると、札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者等が、札幌市PTA協議会や札幌市PTA共済会に請求をした場合に公表されるべき事項であり、道教委の側から第三者に公にされるべきものではないと判断したことから、開示していないものである。